

## [事案 2022-240] 入院給付金支払請求

・令和5年5月16日 裁定終了

### <事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

右第四趾末節骨骨折により令和4年4月から同年6月まで入院したため、平成25年2月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)骨折後、通院治療をしていたが、倉庫管理の仕事や介護が必要な家族がいるため、歩かないで安静にしていることは不可能で、傷病の改善がみられず悪化し入院した。
- (2)入院後、3週間入浴することができなかった。
- (3)保険会社は、入院期間中に外泊があると指摘するが、病院側の事情や試験外泊によるものであり、不要な外泊はしていない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、受傷当初、自ら運転して外来通院し、治療後そのまま帰宅しており、主治医は、治療内容が外来通院で行うことが可能なものと判断していたことが明らかである。
- (2)主治医は、「仕事にて歩き回るため安静が不十分なために安静の保持を目的に入院加療を開始しました」と述べており、仕事に行かなければ自宅での治療が十分に可能であったと言える。
- (3)申立人は、入院時点でも松葉杖歩行ができ、生活動作は自立しており、入院しなければ傷病が悪化するリスクが高いような状態ではなかった。
- (4)入院中の治療には、自宅治療が困難で、入院して行わなければならない検査・処置・治療はなく、重篤な合併症・既往症の出現・増悪もなかった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。